一般社団法人日本木造建築海外推進協会

入会基準及び手続き等に関する規則

（総則）

1. 一般社団法人日本木造建築海外推進協会（以下「本会」という。）の社員となろう

とする者は、本規則に定める社員基準、手続き等に従うこととする。

（定義）

1. 本会の社員は、木造建築・住宅産業に関連する事業を営む法人・団体である正会員、

本会の趣旨に賛同する研究教育機関、自治体である賛助会員、研究教育機関、自治

体等に所属し本会に認められる個人である個人会員とし、正会員をもって本会の

構成員とする。

（正会員基準）

1. 正会員になろうとする者は、入会申込み時に次の事項をすべて満たすこととする。
   1. 海外への事業を展開している又は取り組もうとしていこと。
   2. 木造建築・住宅産業に関連する事業が原則として継続して１年以上、かつ組織

的に行われていること。

* 1. 事業目的及び事業内容が明確である事業者であること。ただし、登録先及び本

拠点は国内外を問わない。

* 1. 販売する商品、若しくは権利、又は提供する役務及び事業方式が公序良俗に反

せず、事業が法令を遵守し、かつ適正に行われていると認められること。

* 1. 過去３年以内に法令等に違反して処分された者でないこと。また、役員等にこ

れらに該当する者がいないこと。

* 1. 反社会的勢力との関係を有していないこと。

（賛助会員基準）

1. 賛助会員となろうとする者は、次の事項を満たすものとする。
2. 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者であること。
3. 事業目的及び事業内容が明確であること。
4. 反社会的勢力との関係を有していないこと。

（個人会員基準）

1. 個人会員となろうとする者は、次の事項を満たすものとする。
2. 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者であること。
3. 研究教育機関、自治体等に所属し本会に認められること。
4. 反社会的勢力との関係を有していないこと。

（入会の条件）

1. 本会の社員になろうとする者は、本会の会規、規則、決定事項、倫理綱領、ガイド

ライン、並びに関係法令を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

２ 本会の社員になろうとする者は、入会後本会から求められた事項について報告に

応じる義務があるとする。

（入会手続）

1. 本会の社員になろうとする者は、以下の書類を本会に提出するものとする。

（正会員）

1. 入会申込書（別記様式１）
2. 誓約書（別記様式２）
3. 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から３ヶ月以内の原本
4. 会社経歴書
5. 役員名簿
6. 支社、支店、営業所等の一覧表及び業務内容
7. 前事業年度の決算報告書（コピー） ※提出する書類のない者は要申し出。
8. 事業の海外展開状況又は取り組もうとする概要（別記様式３）
9. その他本会が求める書類、資料

（賛助会員）

1. 入会申込書（別記様式１）
2. 誓約書（別記様式２）
3. 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から３ヶ月以内の原本
4. 会社経歴書
5. その他本会が求める書類、資料

（個人会員）

1. 入会申込書（別記様式１）
2. 誓約書（別記様式２）
3. その他本会が求める書類、資料

（審査）

第８条　事務局は、社員になろうとする者について、第３条、第４条及び第５条の基準に則っているか予備調査を行い、会長に報告する。

２ 会長は、事務局からの報告に基づき基準を満たしているか審査を行い、理事会において入会承認を与える。

３ 事務局は、承認を与えた新規入会社員について、理事会に定期的に報告する。

４ 審査において、本会が必要であると認めた場合には、別途説明を求めることや、来

訪の要請又は訪問調査等を行うことがある。

　　 ５ すでに社員となった者が社員種類の変更を希望する場合は、原則として本規則に則り、入会申込みと同様の手続きを行い、再度入会審査を受けなければならない。ただし、 第７条に基づき定める書類は省略される場合がある。

（権利の発生）

第９条　承認を受けた者は、入会を承認された月から以下のとおり所定の会費を納付し、事

務局が確認した後に社員資格を得て、社員としての権利を行使することができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社員の種類 | 年会費（円） | 入会金 |
| 正 会 員 | 30,000 | 不要 |
| 賛助会員 | 20,000 |
| 個人会員 | 3,000 |

２ 会費は年度ごとの更新とする。ただし、11月・12月・1月・2月・3月に入会され

た場合は、次年度3月が更新時期となる。

３ 所定の会費の請求書発行後３ヶ月を経ても入金のない場合は、入会の意思がない

ものとみなし、社員資格を放棄したものとする。

４ 海外の社員の年会費は、会費の納付時に日本円か相当額のアメリカドルで振り込

むものとする。

（不承認及び保留）

第10条　書類の不備・欠落があった者、及び基準を満たさなかった者、また会長は承認さ

れなかった者には、その旨を連絡する。

（退会手続）

第11条　退会しようとする者は、退会届（別記様式４）を会長に提出して、任意に退会す

ることができるものとする。

２　事務局は、退会状況について、理事会に定期的に報告する。

（改廃）

第12条　本規則は、理事会の議決により行うものとする。

附　　　則

この規則は、2024年２月29日から施行する。

別記様式１

入会申込書

年　　月　　日

一般社団法人日本木造建築海外推進協会　会長宛

貴会の目的及び会規等に賛同し、入会の申し込みをします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者名 |  | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 代表者 | （役　　職）  （氏　　名） | | |
| 連絡担当者 | （所属部門）  （役　　職）  （氏　　名)  ※代表者と同じ場合はご記入いただかなくても結構です。 | | |
| TEL |  | FAX |  |
| E-MAIL | (各種連絡、会報等の配信先) | | |
| 申請しようとする社員の種類 | □ 正 会 員  □ 賛助会員  □ 個人会員  ※どちらかに✓マークで示してください。 | | |

ご記入いただいた情報は、弊会で適切に管理いたします。

|  |
| --- |
| （お申込・問合せ先）  〒135-0021 東京都江東区白河2-14-2-407  日本木造建築海外推進協会 事務局  TEL: 03-5539-5331  Email：team@jtop.link |

別記様式２

年　　月　　日

（申請者名）

（代表者名）

入会誓約書

一般社団法人日本木造建築海外推進協会　会長宛

今般、貴会へ社員として入会するにあたり、下記の事項について誠実に実行することを誓約いたします。

記

* 1. 協会の目的を達成するための事業に協力すること。
  2. 協会の名誉を傷つけ及び目的に反する行為を行わないこと。
  3. 反社会的勢力と関係を持っておらず、将来においても一切持たないこと。
  4. 入会金及び会費を遅滞なくに納付すること。
  5. 誓約内容に違反したときは、即時退会を了承すること。

以上

別記様式３

年　　月　　日

（申請者名）

（代表者名）

事業の海外展開状況又は取り組もうとする概要

一般社団法人日本木造建築海外推進協会　会長宛

今般、貴会へ正会員として入会するにあたり、弊社の事業の海外展開状況又は取り組もうとする概要は、以下のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 |  |
| これまで事業の海外展開の対象国・地域 |  |
| 海外展開の主要商品等 |  |
| 海外事務所の有無及び所在国・地域 |  |
| これから事業を海外展開しようとする対象国・地域 |  |
| 海外展開しようとする主要商品等 |  |

ご記入いただいた情報は、弊会で適切に管理いたします。

別記様式４

年　月　日

（申請者名）

（代表者名）

退会届

一般社団法人日本木造建築海外推進協会　会長宛

今般、諸事情により今日付けで退会させていただきます。ご許可くださいますようお願い申し上げます。